

補助金チェックシート 市長公室

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R4年度要求額(千円)
									R1	R2	R3	説明		
1	広聴広報課	香川県自衛隊家族会丸亀地区会運営補助金	香川県自衛隊家族会丸亀地区会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	自衛隊法では、市町村長が募集事務の一部を行うこととされており、「自衛官募集に対する協力」を行っている自衛隊家族会を通じて、事務の遂行を図る。	交付団体の左記活動が、自衛隊法に基づく市の業務を補完していると思われるため、活動運営費の一部を補助している。	52	52	52	(1)継続するもの	工 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	52
2	危機管理課	自主防災力強化事業補助金	市内各コミュニティ	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H24	・コミュニティの自主防災組織が、防災力を高めるために行う防災・減災に関する事業に対して補助を行うもの。 ・自主防災組織において、中心的役割を担う防災士育成のため、その養成講座の受講料に対して補助を行うもの。	・地域の防災力を高めるための取り組みに対する助成 ・防災士養成費用	1,460	1,524	2,183	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,215
3	危機管理課	家具転倒防止器具設置支援補助金	全世帯	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H27	地震発生時における家具等の転倒等による被害から市民の生命及び財産を守るために、家具等を固定することに対する補助を行うもの。	家具等の固定に要する家具等の購入経費に対する助成。令和2年度より限度額を5千円から1万円に、補助率を2分の1から3分の2に引き上げ。	139	164	360	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	400
4	危機管理課	交通対策協議会補助金	丸亀市交通安全対策協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	関係行政機関、関係民間団体等と連携し、交通の円滑化及び能率化並びに交通事故の防止に関する総合的な対策を樹立し、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。	丸亀市交通安全対策協議会が丸亀市内の交通安全推進活動を行うための費用補助	9,200	6,451	7,400	(1)継続するもの	工 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	9,000
5	危機管理課	防犯協会補助金	丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市内における犯罪抑止活動の推進し、市民が安全安心に暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、自分自身を守る力を高めるため意識啓発に取り組む。	市民の安心安全な暮らしを推進することを支援するための活動費用補助	4,778	3,839	4,662	(1)継続するもの	工 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	4,695
6	危機管理課	高齢者運転免許証自主返納支援事業経歴照明書交付手数料補助金	市内に在住し、運転免許証を有効期間内に自主返納し、運転経歴照明書交付を受けた65歳以上の高齢者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R1	高齢者による交通事故の抑制を図るため、高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを支援する。	運転免許証を自主返納し、運転経歴照明書を交付するための手数料補助(1,100円)	720	426	462	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	583
7	秘書政策課	産学等連携推進事業補助金	団体等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	H27	産学官金労など各界各層と連携し、地方創生に向けた様々な施策を検討・推進するため。	企業や大学などから提案された地方創生の取組に対する補助(上限額など補助内容の詳細については、提案内容を見た上で、相手方との協議による)	263	223	223	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	250

補助金チェックシート 市長公室

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始 年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	R4年度 要求額 (千円)
									R1	R2	R3		
8	秘書政策課	定住促進賃貸住宅家賃補助金	市民等	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H28	県外からの移住者を対象に賃貸住宅の家賃時補助を行い、本市への移住・定住の促進と地方創生の推進を図る	県外からの移住者に対し、礼金・不動産取引手数料・家賃支払保証料の2分の1(上限60,000円)を1回限りと、1カ月当たりの家賃の2分の1と20,000円のどちらか低い額を最大12ヶ月分補助(補助経費の半分を県が負担)	11,697	11,561	12,352	(1)継続するもの イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	12,000
9	秘書政策課	東京圏UJIタウン移住支援事業補助金	市民等	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R1	東京圏への過度な一極集中の是正及び中小企業等における担い手不足の解消を図るため	東京圏から移住し中小企業等に就業するなど一定の要件を満たす者に対し移住支援金を支給(2人以上の世帯は100万円、単身の世帯は60万円、18歳未満の者の帯同1人につき30万円加算)	0	0	2,400	(1)継続するもの イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	5,800
10	秘書政策課	結婚新生活支援事業補助金	市民等	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R2	結婚に伴う経済的負担を軽減し、婚姻を後押しすることにより、少子化対策に寄与するため	前年度に本補助金の補助上限額に達しなかった世帯や、婚姻日における年齢が夫婦とも39歳以下かつ夫婦の合計所得が400万円未満の世帯に対して、家賃や引越費用等を補助(1世帯当たり29歳以下上限60万円、39歳以下上限30万円)	-	6,297	10,249	(1)継続するもの イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	28,080
11	秘書政策課	丸亀市国際交流協会補助金	丸亀市国際交流協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市と連携して行う急増する外国人の受入環境の整備事業、海外都市交流や国際文化交流等の活動事業の充実。	市と協働で取り組む事業にかかる人件費等が主で、事業費から事業収入や会費等収入を除いた額を補助額としている。	3,500	2,370	2,710	(1)継続するもの エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	2,710